

平成 17 年 2 月 24 日

証券会員制法人 札幌証券取引所による
パブリックコメント（意見提出手続）実施について

本所は、信認金の見直しを行います。
概要は次のとおりです。

「信認金の見直しについて」（別紙参照）

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成 17 年 3 月 10 日（木）までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ（<http://www.tokeidai.co.jp/sse/>）において掲載しているほか、下記意見提出先においても配布しております。

記

1．意見提出期限

平成 17 年 3 月 10 日（木）

2．提出方法

郵送、ファクシミリ

3．宛 先

住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1

証券会員制法人 札幌証券取引所 総務部

F A X：0 1 1 - 2 5 1 - 0 8 4 0

4．意見等処理方法

平成 17 年 3 月 10 日（木）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

信認金の見直しについて

平成 17 年 2 月 24 日
証券会員制法人 札幌証券取引所

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|---------|---|---|
| 1. 趣 旨 | <p>本所は、会員に対して、信認金として 100 万円及び 会員の本店以外の営業所の数に 10 万円を乗じた金額の合計額を預託するように求めているが、信認金は当初有価証券市場における売買取引の委託をした者を保護することなどを目的として導入されたものであるものの、最近では投資者保護基金の導入や顧客資産の分別管理による投資者保護制度の充実等により、その目的が希薄化してきている。こうした中で、営業所の数に応じて信認金の額を変動させることは、会員において営業所の改廃に伴う事務処理等が負担となっており、また、オンライン取引の浸透等を背景に営業所の数に比例して売買代金も増加するとの前提も形骸化してきている。</p> <p>これらのことを受け、会員の事務負担の軽減化を図るなどの観点から、現在の信認金の取扱いを見直すこととする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 信認金については、証券取引法第 107 条の 4 において、証券取引所の定款の定めるところにより預託するものと規定されている。 ・ 信認金の額は、東京、大阪、名古屋及び福岡の各証券取引所は本所と同様の方式で定めている（一定額部分はそれぞれ、300 万円、300 万円、150 万円、100 万円と異なる。）が JASDAQ は一律 300 万円としている。 |
| 2. 概 要 | <p>会員が本所に預託する信認金の額は、営業所の数にかかわらず、一律 100 万円とする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 併せて、会員からの「本店その他の営業所の変更」を届出事項から報告事項に変更する。 |
| 3. 実施時期 | <p>平成 17 年 4 月を目処とする。</p> | |

以 上